

令和2年第1回宇治田原町議会定例会

目次

○第5日（令和2年3月26日）

議事日程（第5号）	135
日程第1 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について	138
日程第2 議案第13号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	138
日程第3 議案第14号 宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するについて	138
日程第4 議案第16号 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	138
日程第5 議案第17号 宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて	138
日程第6 議案第22号 宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	138
日程第7 議案第24号 宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定するについて	138
日程第8 議案第25号 町道路線の認定及び廃止について	138
日程第9 議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	142
日程第10 議案第23号 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	142
日程第11 議案第7号 令和2年度宇治田原町一般会計予算	144
日程第12 議案第8号 令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	144
日程第13 議案第9号 令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算	144
日程第14 議案第10号 令和2年度宇治田原町介護保険特別会計予算	144
日程第15 議案第11号 令和2年度宇治田原町水道事業会計予算	144
日程第16 議案第12号 令和2年度宇治田原町下水道事業会計予算	144
日程第17 議案第15号 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部	

		を改正する条例を制定するについて……………	144
日程第18	議案第19号	宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 を制定するについて……………	144
日程第19	議案第20号	宇治田原町企業立地促進条例の一部を改正する条例を 制定するについて……………	144
日程第20	議案第21号	宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を 制定するについて……………	144
日程第21	議案第28号	宇治田原町第5次まちづくり総合計画（基本構想・基 本計画）及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合 戦略の改定について……………	144
日程第22	発議第1号	宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例 を制定するについて……………	156
日程第23	発委第1号	宇治田原町議会委員会条例の一部を改正する条例を制 定するについて……………	156
日程第24	閉会中の継続調査の申し出について……………		157

令和2年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第5号)

令和2年3月26日

午前10時開議

- 日程第1 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 議案第13号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定
するについて
- 日程第3 議案第14号 宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制
定するについて
- 日程第4 議案第16号 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す
る条例を制定するについて
- 日程第5 議案第17号 宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するにつ
いて
- 日程第6 議案第22号 宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第7 議案第24号 宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定する
について
- 日程第8 議案第25号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第9 議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を
制定するについて
- 日程第10 議案第23号 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつ
いて
- 日程第11 議案第7号 令和2年度宇治田原町一般会計予算
- 日程第12 議案第8号 令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)
予算
- 日程第13 議案第9号 令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 令和2年度宇治田原町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 令和2年度宇治田原町水道事業会計予算
- 日程第16 議案第12号 令和2年度宇治田原町下水道事業会計予算
- 日程第17 議案第15号 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改

正する条例を制定するについて

- 日程第18 議案第19号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第19 議案第20号 宇治田原町企業立地促進条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第20 議案第21号 宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第21 議案第28号 宇治田原町第5次まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について
- 日程第22 発議第1号 宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を制定するについて
- 日程第23 発委第1号 宇治田原町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第24 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	山本 精	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	垣内 秋弘	議員
	5番	田中 修	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	馬場 哉	議員
	8番	松本 健治	議員
	10番	浅田 晃弘	議員
	11番	藤本 英樹	議員

1. 欠席議員 9番 谷口 重和 議員

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷	信夫	君
副町	長	山下	康之	君
教育	長	奥村	博巳	君
総務部	長	奥谷	明	君
健康福祉部	長	久野村	観光	君
建設事業部	長	野田	泰生	君
まちづくり整備推進 担当部	長	黒川	剛	君
教育部	長	光嶋	隆	君
総務課	長	青山	公紀	君
企画財政課	長	矢野	里志	君
税住民課	長	馬場	浩	君
介護医療課	長	廣島	照美	君
健康児童課	長	立原	信子	君
建設環境課	長	谷出	智	君
プロジェクト推進課	長	山下	仁司	君
産業観光課	長	木原	浩一	君
上下水道課	長	垣内	清文	君
会計管理者兼会計課	長	長谷川	みどり	君
学校教育課	長	岩井	直子	君
社会教育課	長	清水	清	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局	長	村山	和弘	君
庶務係	長	太田	智子	君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 日程第1、議案第29号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより、議案第29号の採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。議案第29号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第13号～議案第14号及び議案第16号～議案第17号及び議案第22号並びに議案第24号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第2から日程第8、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第22号及び議案第24号並びに議案第25号の7議案を一括議題といたします。

7議案につきましては、3月2日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っております。

すことから、総務建設常任委員会副委員長からの報告を求めます。総務建設常任委員会、藤本英樹副委員長。

○総務建設常任委員会副委員長（藤本英樹） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、総務建設常任委員会に付託されました7議案につきまして、順次、委員会の報告をさせていただきます。

初めに、議案第13号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、部制廃止に伴う今後の課間の連携についての質疑があり、フラット化を図り、教育委員会や上下水道課が新庁舎で業務を開始することで、横のつながりも強化され、より効率的、かつ迅速な対応ができる住民の利用しやすい組織になると考えているとの答弁があったところです。

また、当面の間、理事職を置くとはどういうことかとの質疑があり、部制廃止に伴い、現部長を当面の間、理事として配置するもので、現部長の退職後の位置付けについては検討が必要であるとの答弁があったところです。

次に、議案第14号、宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、京都府の退職者について、特定任期付職員・一般職任期付職員・任期付職員のどの区分で採用するのかとの質疑があり、新名神の開通など本町の変革期において、山手線、都市計画、また河川、水道、下水道など高度な専門的知識を持ち、3月末をもって京都府を退職される方を特定任期付職員として採用を考えているとの答弁があったところです。

また、採用を考えている特定任期付職員の肩書と議会对応についての質疑があり、職名については、都市整備政策監を予定しており、議会对応等も全てさせていただく予定としているとの答弁があったところです。

次に、議案第16号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第17号、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第22号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第24号、宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第25号、町道路線の認定及び廃止については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で、委員会の報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました7議案について、一括して副委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第13号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。議案第13号は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第13号は副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第14号、宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。議案第14号は副委員長の報告のと

おり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって、議案第14号は副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第16号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。議案第16号は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって、議案第16号は副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第17号、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。議案第17号は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって、議案第17号は副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第22号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。議案第22号は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第 2 2 号は副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 2 4 号、宇治田原町監査委員条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第 2 4 号を採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。議案第 2 4 号は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第 2 4 号は副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 2 5 号、町道路線の認定及び廃止についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第 2 5 号を採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。議案第 2 5 号は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第 2 5 号は副委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 1 8 号及び議案第 2 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第 3 7 条により、日程第 9 及び日程第 1 0、議案第 1 8 号及び議案第 2 3 号の 2 議案を一括議題といたします。

2 議案につきましては、3 月 2 日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。原田周一文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（原田周一） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました2議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第18号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第23号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定にするについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました2議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第18号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第23号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定にするについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第23号は委員長の報告のとおり

決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第7号～議案第12号及び議案第15号及び議案第19号～

21号並びに議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第11から日程第21まで、議案第7号から議案第12号まで、議案第15号及び議案第19号から議案第21号まで並びに議案第28号の11議案を一括議題といたします。

11議案につきましても、3月2日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。垣内秋弘予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（垣内秋弘） それでは、予算特別委員会に付託されました19議案のうち11議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

まず、総括質疑でございますが、宇治田原山手線建設促進について、これまでの京都府への要望のみのスタンスから町も汗をかくとのことであり、今後の建設促進に拍車がかかると思慮されるが、全線完成は何年後と考えているのかとの質疑があり、早期の全線開通に向けては、今後は要望のみならず、国、京都府等と連携し、町も汗をかく気概の下、整備に向けた全体計画を共有することが必要になるものと捉えており、令和5年度に新名神が開通する中、10年を一定の目処としたいとの答弁があり、さらに、1年でも1日でも早く開通できるよう進めていくと再度の答弁があったところであります。

幸福度を感じる令和2年度予算について、施政方針において幸福度が使われているが、各施策の連関をどのように考えているのかとの質疑があり、地域で見守り、安心して暮らしの幸福度の高いまちをつくる戦略においては、役場新庁舎を拠点とした住民サービスの向上のほか、情報伝達システムの整備・運営など安心な暮らしづくりや、健康のまちウェルネスタウンを目指した取り組み、また、利便性だけではかれないまちの価値を子どもの頃から見出すシビックプライドの醸成、さらには定住のための「ハートのまち」移住定住奨励金の拡充など、令和2年度当初予算案においても可能な限り、ハード・ソフト両面からの事業を具体化しているとの答弁があったところです。

次に、子育て世代への負担増について、総合計画改定に関わる住民アンケートにおいて、子育ての負担軽減のための支援を行うことが挙げられているにもかかわらず、高校

生通学費補助の削減、給食費の値上げなど、子育て世代に負担を強いるものとなっており、答申や住民の意向に逆行するのではないかとの質疑があり、高校生通学費補助金については、断腸の思いで見直しをしたところであるが、本町ではこれまでから、他市町村にない、おむつ等の育児用品購入費用への助成のほか、中学校修了までを対象とした子育て支援医療費への支援等、様々な子育てに対する負担軽減への取組を実施してきており、今後も引き続き推進することにより、総合計画の4つの目標の一つである「子育てと学びを応援するまち」の実現に努めていくとの答弁があったところです。

次に、財政状況と今後の財政改革の取組みについて、事業の見直しと経費削減、補助金に至るまで、徹底した歳出削減をしなければ新しい時代に踏み出すことができない。リーダーとして自ら住民の方々に「辛抱してほしい」と、伝えなければ、みんなが同じ方向を見て絆をつくり上げることができないと思うが、いかがかとの質疑があり、一般財源ベースで10%の削減を目標に、特別職の人件費の削減やこれまで委託で行ってきた計画策定の直営化、補助金等の見直し等により、事業の見直しや終了を積極的に行ってきたところである。今後も、事務事業のさらなる見直しや歳入確保の取組等を行い、持続可能な健全財政運営の確立に努めていくとの答弁があったところです。

総括質疑は以上でございます。

次に、議案第7号、令和2年度宇治田原町一般会計予算については、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、総務部関係では、財政改革の取組みについて、削減等総額約7,000万円となっているが、各種補助金や審議会の整理など今後の取組み等の考え方はいかがかとの質疑があり、令和2年度の予算では、積極的な事業の終了や見直し、人件費など経常経費の削減、操出金の抑制等により、約7,000万円弱削減した。来年度以降も公債費をはじめとする義務的経費の増加が見込まれることから、引き続き歳入の確保に努めるとともに、歳出についても事業の見直しや選択と集中を一層進めることにより、持続可能な行政運営をしていきたいとの答弁があったところであります。

また、ふるさと納税推進事業について、今年度最も多かった返礼品は何か、また今後、返礼品の見直しや追加の考えはあるのかとの質疑があり、令和元年度からは随時返礼品を見直すこととしている。これまでのお茶のPRだけではなく、町内の特産品等を積極的にPRしていき、返礼品の拡大に努めていきたいとの答弁があったところです。

さらに、地域ブランドを高めるため、工業団地内の企業との調整、参加の要請も重要

と考えるが、いかがかとの質疑があり、待っている姿勢でなく、こちらから出向いて積極的に企業にPRし、1社でも多くの企業が返礼品に載せてもらえるように取り組んでいきたいとの答弁があったところであります。

次に、健康福祉部関係につきましては、地域子育て支援事業について、支援センターが7月の引っ越しを機に変化することはないのかとの質疑があり、新しい施設においては、施設の外に遊ぶスペースが整備され、足洗い場もあり、夏はプールを楽しむこともできる。大きな公園も整備される中、支援センターの周りには遊具も設置され、外遊びを安全に楽しめる環境が整備され、中と外とが繋がった、動きのある遊びができると考えているとの答弁があったところであります。

建設事業部関係では、宇治田原おいしい水道水PR事業について、ふるさと納税や町内企業と連携することでPRにつなげるとのことであるが、今後の展開としてどの程度の取組を考えているのかとの質疑があり、シティプロモーションの一環であり、移住定住につなげる一つの切り口として、おいしい水をPRするものである。また、お茶に合う水としてふるさと納税の返礼品とセットするとともに、イベント時の配布など広く町内外の皆さんに提供していきたいと考えているとの答弁があったところです。

教育委員会関係では、高校生通学費補助金について、町として人口減少対策や移住定住を促進する状況の中、補助金を減額し保護者負担を求めることについてどのように考えるのかとの質疑があり、3年間全額給付を実施したが、全額給付にすると同時に購入者が10%増加した。議会から附帯意見が出されたことについて、重く受け止めて対応してきたところであるが、財政が非常に厳しい状況の中で聖域を設けずに再チェックを実施した結果である。負担を強いることについては非常に心苦しい面はあるが、一定負担いただく中で補助するべきではないかという議論の下に今回の結論に至ったとの答弁があったところです。

次に、議案第8号、令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、一般会計からの繰入金について、1,943万円減額となっているが、何が減ったのかとの質疑があり、人間ドック事業繰入金や健康対策事業等繰入金が減額となったとの答弁があったところです。

また、検診や特定保健指導など、住民にとって非常に大事な事業に係る繰り出しを減らすことについて、町としての考え方はいかがかとの質疑があり、他会計への繰出金の抑制として、法定外の繰り出しについては一定の見直しを行うとともに、基金等の

活用を優先することとしたとの答弁があったところです。

次に、議案第9号、令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、保険料については、大幅な値上げとなるが、低所得者に対する均等割の軽減はどうかとの質疑があり、特例措置として軽減割合が大きく設定されており、基礎控除額が33万円以下の軽減判定所得の方が対象となる軽減については、今年度が8.5割軽減だったものが、7.75割軽減に改正するとの答弁があったところであります。

次に、議案第10号、令和2年度宇治田原町介護保険特別会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、訪問看護について、需要と供給のバランスはいかがかとの質疑があり、以前は町外から町内にサービスに入ってもらえない状況であったが、町外の事業所をお願いする中で、現在は解消されてきた。訪問看護の事業所が、町外で増加するとともに町内に入っただけの事業者も増加し、訪問看護が伸びており、サービスが不足している状況はないとの答弁があったところです。

次に、議案第11号、令和2年度宇治田原町水道事業会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、急速ろ過機改良事業について、高額となっているが、装置、システム等、どの程度の更新になるのかとの質疑があり、ろ過機本体と電気計装設備、さらに撤去費、中央監視設備の変更作業などが含まれている。現在、浄水場に設置している5基のうち創設時の2基を撤去し、1基を設置するものであるとの答弁があったところです。

次に、議案第12号、令和2年度宇治田原町下水道事業会計予算について、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

(「全会一致」と呼ぶ者あり)

○予算特別委員会委員長(垣内秋弘) 失礼しました。全会一致で可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところでございます。

次に、議案第15号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第19号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、保険税率見直しについて、平均で幾らぐらいの影響額となるのかとの質疑があり、1人当たり約2,700円の増額となる。例えば、年金収入が100万円で、所得が0、固定資産税額が0の方では、保険税額は2万800円となり、改正前の1万9,600円と比較して1,200円の増額となるとの答弁があったところです。

次に、議案第20号、宇治田原町企業立地促進条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第21号、宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第28号、宇治田原町第5次まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、宇治田原山手線について、開通時期が明記されていないが、見込みはどう考えているのかとの質疑があり、山手線全線開通を目指すことに変わりではなく、位置付けが非常に重要であることは認識しているが、開通年度等は明記していない。いち早く山手線を全線開通するとともに、土地利用、企業誘致にも引き続き取り組んでいくとの答弁があったところです。

また、現地審査については、3カ所を行ったところです。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました11議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第7号、令和2年度宇治田原町一般会計予算の討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。山本精議員。

○2番（山本 精） ただいま議題となっております議案第7号、令和2年度宇治田原町

一般会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

新年度の予算では、町債の発行が8億8,000万円を超え、地方債残高は約64億円、そのうち交付税措置される臨時財政対策債約24億円を差し引いた実質残高は40億円を超える見込みとなり、3年前の2017年度、平成29年度末の21億円に比べて約2倍となってしまいます。また、基金総額は2020年度末で7億円に、そのうち財政調整基金はわずか2億6,500万円となる見込みです。

予算特別委員会でも心配する声がありましたが、このままでは将来の財政負担への禍根を残すものになってしまうのではないかという懸念があります。

昨年10月の消費税10%への増税は、増税額を上回るほどの景気対策を用意しても増税後の消費不況が進行しています。宇治田原町においても、業績不振による法人町民税や償却資産に係る固定資産税の減収が見込まれるなど、歳入面においても不安定要素があります。

それに加えて、新型コロナウイルス問題の影響が実態経済に深刻な影を落としており、内需や家計、中小企業への支援が求められている状況です。京丹後市では、新型コロナ経済緊急支援策として、市独自で1億4,000万円の追加補正を発表しました。

宇治田原町としても、暮らしや経営に係る実態をしっかりと把握し、国や府に対し必要な対策を求めるとともに、町としても住民の不安に応えるための支援と、相談体制の構築を求めます。

来年度予算では、新庁舎の建設事業、新市街地都市公園整備事業、新市街地連絡道路整備事業などの大型予算が計上される一方で、子育て世代の大きな願いである高校生の通学費に係る補助が減額されるなど、子育て世代に負担を強いるものとなっています。

大阪市では、来年度から小中学校給食費の無償化を実施します。和束町では、高校生の通学費補助を増額し、南山城村では来年度から乳児の保育料を無料にします。少子化、人口減少が続く中で、子育て世代への支援の拡充は全国的な流れです。

今回の高校生通学費補助の削減は、移住定住と子育て支援にさらなる頑張りを求めたまちづくり総合計画審議会の答申にも、住民アンケートで示された人口減少克服のためには、「子育ての負担軽減のための支援を行う」とした住民の意向にも逆行するものであり、さらには、3年半前の決算委員会における附帯意見の意向にも反するものではないでしょうか。

後ほど議題となります町議会議員の報酬について、引下げによって生み出された財源は単なる赤字補填ではなく、子育て支援の充実のために活用していただきたいと願うも

のです。

今、住民の暮らし、営業は大変厳しさを増しています。こんなときだからこそ、地方自治体は住民の命と暮らしを守る役割を担わなければなりません。住民の皆さんが抱えるニーズ、暮らしの願いをしっかりと受け止めて、厳しい財政状況の中でも、町が今やるべきことは何なのかを考え、実行していくことこそ本来の自治体の姿であり、宇治田原町がその役割を十分発揮することを求めまして、来年度予算に対しての反対討論いたします。

○議長（谷口 整） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第7号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手多数。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第8号、令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手多数。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第9号、令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西久美子議員。

○3番（今西久美子） ただいま議題となっております議案9号、令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

令和2年、3年度の保険料は、均等割額、所得割率ともに増加し、1人当たりの平均保険料額は軽減後で年8万5,951円となり、9,593円もの増額となります。また、低所得者の特例軽減が縮小されることとなり、所得の低い方がより負担増となります。

被保険者の多くは、年金を主な収入としており、年金も実質的に引き下げられている中で、保険料の負担増は、後期高齢者の安心とは逆行するものとなります。今後も後期高齢者の人数は増えることから、存続すればするほど負担増を強いることとなる本制度は、速やかに廃止をすべきとの立場から、本会計にも反対をいたします。

以上、反対討論とします。

○議長（谷口 整） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手多数。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第10号、令和2年度宇治田原町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第11号、令和2年度宇治田原町水道事業会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第11号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第12号、令和2年度宇治田原町下水道事業会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第12号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第15号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第15号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西久美子議員。

○3番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第19号、宇治田原町国民健

康保険税条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、反対の立場から討論を行います。

来年度の国民健康保険税について、基金の繰入れにより、医療分は据え置かれましたが、介護分、支援金分につきましては、府が示すとおり上がり、その結果、1人当たりの保険税は平均で約2,700円の引上げとなります。国保の加入者につきましては、低賃金の非正規労働者や失業者、年金生活者などの無職者が多くを占め、半数近くが軽減世帯となっています。今回は、所得がない7割軽減を受けておられる方も引上げとなります。

来年度は、一般会計からの繰入れについて、被保険者の健康を守る上で大変重要な人間ドック事業や健康対策事業に対する費用を減額したとのことでした。多くの住民がいずれ国保に加入をされることとなります。このことから、国保は福祉との立場から一般会計からの繰入れを減らすことなく、保険税の引上げを回避すべきであったと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（谷口 整） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手多数。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号、宇治田原町企業立地促進条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号、宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第28号、宇治田原町第5次まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定についての討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西久美子議員。

○3番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第28号、宇治田原町第5次まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定につきまして、反対の立場から討論を行います。

第5次まちづくり総合計画が策定をされてから4年がたちました。審議会の答申の中で、「本総合計画の策定及び推進において、情報開示や住民の参画を促進する工夫がやや不足していた感がある」と指摘をされましたが、これは、パブリックコメントで、意見聴取の方法についての疑問の声や問題点など、住民の声を聞かずに推進してきた町政への批判があったことによるものであると考えます。

「住民と町が協力をしながら、共に歩いていくまちづくり」ということが計画に書かれておりますが、この間の新庁舎建設位置、小中学校施設の一体型など、住民への十分な情報提供もなく、意見を聴取することもなく、住民が知らない間に決定され、町は、「既に決まったこと」として反対意見や疑問には答えてきませんでした。こんな状況で、どうして協力しながら共に歩いていけるのでしょうか。

答申では、「今後の町政推進に当たっては、課題設定、政策立案から実施に至る一連のプロセスにおいて、住民がまちづくりの主役であることを認識し、住民の町政への参

画を推進して、住民と行政の協働によるより創造的な地域社会の形成に努めていただきたい」との指摘もありました。今後においては、決定する前の計画段階から、住民への十分な情報提供、また懇談会や住民アンケート、住民投票の実施も含め、住民の意向を踏まえて大事なことは住民の合意を得た上で決めること、まちづくりの主役は住民であることを肝に銘じ、町政を進めていただくことを強く求めたいと思います。

実際に取り組む施策として、小中一貫校開設への具体化が明記されました。小中学校の一体型については、これも先ほども申しましたが、住民への説明もなく、住民的議論もないままに決定をされ、現段階でとても住民の合意が得られているとは言えない状況です。小学校が一つになることによる教育上のメリットやデメリットをはじめ、遠くなる子どもたちの通学に係る負担や安全面、さらには、財政面や地域の文化、防災拠点としての小学校の役割など、様々な内容について議論がないままに決定されたことは遺憾であります。小学校がなくなれば、地域が寂れることは明白です。人口減少に歯止めをかけるためにも、施設一体型は見直し、小学校は今のまま残すべきであると考えます。

本年度の補正予算では、校内通信ネットワーク整備費として約3,000万円が計上され、また新年度予算でも、学校施設の長寿命化計画策定のための調査費が計上されています。これらが無駄にしないためにも、一体型については再検討を求めるものです。

人口ビジョンについて、2040年に1万人を目指すとしていた将来人口を見直し、8,000人に下方修正するとのこと。国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来人口は、4年前の計画策定時には7,388人としていましたが、今回さらに6,581人まで人口が減るという予測がされています。つまり、これまでの町の取り組みは評価をされず、人口減少対策としては極めて不十分であったということではないでしょうか。

町長が掲げる重要三本柱、道づくり、拠点づくり、未来づくりでは、今後の人口増は見込めないということです。今、町がやるべきことは、子育て世代の要求に応えることはもちろん、全ての世代の住民の暮らしを支えること、地域の中小商店、中小企業の営業を守ることなど、本来の自治体の役割をしっかりと進めることであり、そのことが人口増と地域経済の発展につながる道であり、住み続けたいと思える町の条件であるということ。これを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（谷口 整） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手多数。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 日程第22、発議第1号、宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を制定するについてを議題といたします。

既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) ないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより、発議第1号の採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。発議第1号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 日程第23、発委第1号、宇治田原町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。議会運営委員会、松本健治委員長。

○議会運営委員会委員長(松本健治) それでは、議会運営委員会委員長の立場により、ただいま議題となっております発委第1号、宇治田原町議会委員会条例の一部を改正す

る条例を制定するにつきまして、提案説明を申し上げます。

宇治田原町組織条例が改正され、部制が廃止されたことを受け、所用の改正を行うものでございます。

改正内容は、総務建設常任委員会及び文教厚生常任委員会の所管についての記載を部から課へ改正するものでございます。趣旨を十分ご理解いただきまして、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

これより、本案の採決をいたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷口 整） 日程第24、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。本案は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。よって、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、これもちまして令和2年第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時07分

○議長（谷口 整） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。
西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

3月2日に開会されました令和2年第1回定例会が、本日をもって閉会となりますが、議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい中を連日にわたりまして大変ご苦勞さまでございました。

令和元年度一般会計補正予算をはじめ、令和2年度一般会計予算、各特別会計予算、人事案件、条例案件など、多数の重要案件につきまして審議をいただき、29議案につきまして全て原案どおりご可決、ご同意を賜りましたことに心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

会期中におきます一般質問や予算特別委員会、また、各委員会などで賜りましたご意見やご要望につきましては、各所属において再度確認の上、可能な限り町政に反映してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う経済への深刻な影響が懸念される中、政府は雇用の維持や中小企業の資金繰り支援などを中心とした緊急経済対策を検討しております。本町といたしましても、引き続き新型コロナウイルスの感染防止に取り組むとともに、地域経済と暮らしの安心を守るため、今後の政府方針等を踏まえた機動的な対応に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

本日ご可決いただきました令和2年度当初予算は、「新しい時代へ踏み出す。宇治田原予算」と題し、第5次まちづくり総合計画の後期計画、また役場新庁舎の開庁など、新しい時代に踏み出す施策を着実に推進するための大変重要な予算となります。どうか議員各位をはじめ、住民の皆様方の一層のお力添えを本町のまちづくりの推進にお寄せいただきますようお願い申し上げます。

4月1日付で予定しております職員の人事異動につきましては、新庁舎への移転を機に、戦略的な行政運営を一層進めるため、住民の皆様にとって分かりやすく、利用しやすい役場を目指した組織改正を7月に予定しておりますことから、異動の規模は最小限にとどめ、今後の組織改正を見据えた人員配置をしたところでございます。

今後も、職員とともに一層の研鑽と意識改革に努め、住民サービスの向上と福祉の増進のため、私を先頭に職員一丸となり、百万一心の気持ちで、本町の目指す将来像「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」の実現に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。どうか議員各位の一層のご理解、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

今年は記録的な暖冬の影響で、田原川の桜の開花が例年よりも早まりそうでございますが、議員各位におかれましては、季節の変わり目、どうか健康にはくれぐれもご留意いただきまして、ふるさと宇治田原の発展のため、一層のご理解、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますのご活躍をご期待申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長（谷口 整） それでは、私からも一言申し上げたいと思います。

3月定例会は、傍聴者にも自粛要請を行うなど、新型コロナウイルス対策とともに開会し、本日、無事閉会の運びとなりました。議員及び町当局各位並びに住民の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

さて、議場本会議出席者のうちお2人が、5日後の3月31日には退職を迎えられることとなりました。

まず、久野村観光健康福祉部長は、38年間勤めていただき、めでたく定年退職をお迎えのこととなります。この間、総務関係をはじめ教育委員会や福祉部門でご活躍いただいたところでございます。また、ときに議会事務局長として4年間は議会運営にもご尽力をいただき、今日の議会改革の礎を築いていただいたところでもございます。退職後は、宇治田原町社会福祉協議会の事務局長として新たなスタートを切られることとなりますが、今日までの豊富な経験を基に町とのパイプ役としてますますご活躍いただきますことを期待いたしております。

次に、山下仁司プロジェクト推進課長には、定年を待たずに34年間の公務員生活に別れを告げ、長年の夢実現に向け、調理人を目指し早期退職をされることとなりました。この間、管理部門、事業部門問わずオールマイティーで活躍をされ、とりわけこの7月開庁に向け槌音が高く響く新庁舎建設事業では、賛否両論がある中でその中心においてご尽力をいただいたところでございます。間もなく完成する新庁舎には、その達成感もひとしおではないものとお察しをいたします。山下仁司課長は、手塩にかけ建設を進められました新庁舎で執務することなく去っていかれることに一抹の寂しさを禁じ得ませ

ん。「菊づくり 花見る人は 影の人」、その潔さに人間山下仁司の美学と人となり
を垣間見た気がいたします。

久野村部長、山下課長のお2人には、長年にわたりふるさと宇治田原町の発展にご
尽力いただき、衷心より感謝を申し上げますとともに、今後は、健康には十分にご留
意いただき、第2の人生幸多かれとお祈りいたします。「花開けば風雨多く 人生別
離たる」。ますますのご活躍を祈念し、惜別の辞といたします。大変ご苦勞さ
までした。ありがとうございました。

○健康福祉部長（久野村観光） 失礼いたします。ただいまは、議長様より身に余るお
言葉をいただき、大変恐縮いたしております。また、議場において貴重なお時間を
いただきましたこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げさせて
いただきたいと思います。

先ほどもありましたように昭和57年に役場に奉職し、38年の長きにわたり勤め
させていただきましたのも、ここにおられます議員の皆様方、また町長様をはじめ
役場幹部職員の皆様、そして今まで大変お世話になりました数多くの皆様方のお
かげと感謝を申し上げますとともに御礼を申し上げさせていただきますと思
います。

現庁舎が昭和34年11月に完成し、60年をもって共に終えることに対しまして
感激深いものを感じ取っておるところでございます。新年度は、町のシンボルと
なる庁舎も完成し、新しいまちづくりが進みます。どうかお体にご自愛いた
さしまして、ますますのご活躍をお祈りいたしておるところでございます。本
当に長い間お世話になり、どうもありがとうございました。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 失礼いたします。大変な貴重なお時間を
いただき、ご挨拶をさせていただくことをお許しいただきたいというふうに思
います。

私ごとではございますけれども、この3月31日をもちまして、宇治田原町役場
を一身上の都合により早期退職させていただくこととさせていただきました。

顧みますと、昭和61年4月に宇治田原町役場に奉職させていただきました。34
年という長きにわたり、住民の皆様のご指導、ご厚情に支えられ、大過なくこ
こまで勤めることができました。本当に感謝をしているところでございます。あ
りがとうございます。これもひとえに至らない私に本当に多くの住民の方、ま
た職員の方々からのアドバイス、ご指導があつてのことと本当に人に恵ま
れたこれまでの人生であったと深く感謝をしているところでございます。

この後は、先ほどもございましたけれども、これまでの職員生活で得ました
貴重な経

験、また出会った方々のすばらしい思い出を大切にしながら、より一層充実した人生を暮らしていけるよう努力してまいりたいというように考えているところでございます。

また、一住民として宇治田原町の発展を願うとともに、その一助になれるよう私自身も研鑽をしてまいりたいというふうに考えてございますので、今後とも変わらぬご好誼のほうを賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、このようなご挨拶の場を持ってくださり、また先ほどは過分なお言葉をいただきました谷口議長のご配慮に感謝を申し上げますとともに、今後の皆様のご健勝とご多幸、また宇治田原町のますますの発展をお祈り申し上げ、退職に当たりましてのご報告、また最後のお礼とさせていただきます。本当に長きにわたりお世話になり、ありがとうございました。

○議長（谷口 整） それでは、ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 山 内 実 貴 子

署 名 議 員 浅 田 晃 弘